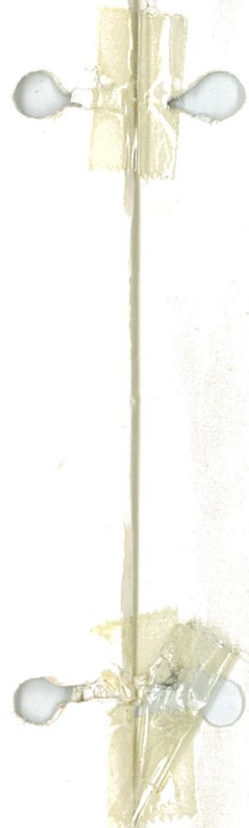


五
1925年
...

定 款



基 山 町 商 工 会

定款

定款

基山町商工会

(加入)

基山町商工会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 本商工会は、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本商工会は、基山町商工会と称する。

(地区)

第3条 本商工会の地区は、設立認可の日における基山町の区域とする。
2. 本商工会の地区たる市町村について、境界変更又は未所属地域の編入があったときは、前項の規定にかかわらず、地区はその境界変更又は未所属地域の編入後の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本商工会は、事務所を佐賀県三養基郡基山町に置く。

(原則)


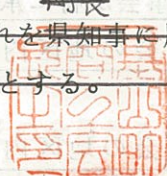
第5条 本商工会は、営利を目的としない。
2. 本商工会は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。
3. 本商工会は、これを特定の政党のために利用しない。

(公告の方法)

第6条 本商工会の公告は、本商工会の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、新聞又は電磁的方法であつて附則に定める方法によりに掲載して行ふものとする。

(規約)

第7条 この定款で定めるもののほか、本商工会の業務の執行について必要な事項は、総会の議決を経て規約で定める。
~~2. 本商工会は、規約を設定したときは、遅滞なく、これを県知事に届け出るものとする。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。~~ (削除)

町長



第2章 事業

(事業)

第8条 本商工会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 商工業に関し相談に応じ、又は指導を行うこと。
- (2) 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (3) 商工業に関する調査研究を行うこと。
- (4) 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。
- (5) 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行うこと。
- (6) 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
- (7) 佐賀県商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共済事業の行務を行うこと。
- (8) 商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと。
- (9) 輸出品の原産地証明を行うこと。
- (10) 商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- (11) 行政庁等の諮問に応じて答申すること。
- (12) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- (13) 商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務（その従業員のための事務を含む。）を処理すること。
- (14) 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
- (15) 前払式証票の発行を行うこと。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

章 会 員

(会員の資格)

第9条 本商工会の会員たる資格を有する者は、本商工会の地区内において、引き続き6月以上営業所、事務所、工場又は事業場（以下「営業所等」という。）を有する商工業者、第44条に定める青年部の部長若しくは副部長又は第49条に定める女性部の部長若しくは副部長とする。

ただし、次に掲げる者は、本商工会の事業の円滑な推進のために必要であるとして、理事会が特に承認した場合は、会員となることができる。

- (1) 本商工会の地区内に引き続き6月に満たない期間営業所等を有する商工業者
- (2) 本商工会の地区内に営業所等を有する相互会社、中小企業等協同組合、信用金庫、公社、青色申告会、法人会、スタンプ会、商店会又は特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人

(加入)

- 第10条 本商工会の会員たる資格を有する者は、総会の議決を経て別に定める加入手続により、本商工会の承諾を得て、本商工会に加入することができる。
2. 前項の加入の諾否は、理事会において決定する。
 3. 理事会は、前項の諾否を決定するときは、正当な理由がないのにその加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。
 4. 第2項の規定により理事会の承諾を得た者は、所定の加入金及び会費を納めた時に、本商工会の会員となる。
 5. 加入金の額及びその払込みの方法は、総会の議決を経て別に定める。

(議決権)

- 第11条 会員は、各々1個の議決権を有する。
2. 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、会員が記名捺印した書面又は代理人をもって、議決権を行使することができる。ただし、代理人はその会員の3親等以内の親族若しくは常時使用する従業員又は他の会員でなければならない。
 3. 前項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。
 4. 代理人は、5人以上の会員を代理することができない。
 5. 第2項の代理人は、議決権を行使する前にその代理権を証する書面を本商工会に提出しなければならない。

(会費)

第12条 会員は、毎事業年度所定の納期までに、会費を納入しなければならない。

2. 前項の会費の金額並びにその払込みの方法は、総会の議決を経て別に定める。

(過怠金)

- 第13条 本商工会は、会費の納入その他会員たるの義務を怠った会員に対して、理事会の議決を経て、過怠金を課することができる。
2. 前項の過怠金の金額、その他過怠金の賦課に関し必要な事項は、総会の議決を経て別に定めるものとする。

(会員権の停止)

第14条 本商工会は、会費の滞納が6月以上におよぶ会員、その他会員たるの義務を怠った会員に対して、総会の議決を経て、その会員たるの権利の全部又は一部の行使を停止することができる。この場合には、その会員に対して、

その総会の会日の1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

2. 前項の規定による権利の行使の停止は、その権利の行使を停止された会員にその旨を通知しなければ、これをもってその会員に対抗することができない。

(脱退)

第15条 会員は、60日前までに予告し、事業年度の終わりに於いて本商工会を脱退することができる。

2. 会員は、次の場合には、脱退する。

- (1) 会員たる資格を喪失した場合
- (2) 死亡し、又は解散した場合
- (3) 除名された場合

(除名)

第16条 本商工会は、次の各号の^{いづれかに}一に該当する会員を総会の議決によって除名することができる。この場合には、その会員に対して、その総会の会日の1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 1年以上にわたって会費の納入その他会員たるの義務を怠った会員
- (2) 本商工会の体面を傷つけ、又は本商工会の目的遂行に反する行為を行った会員

2. 第14条第2項の規定は、会員の除名について準用する。

3. 除名された者は、除名された日から1年間は本商工会の会員となることができない。

(届出)

第17条 会員は、次の各号の^{いづれかに}一に該当するときは、遅滞なく、その旨を本商工会に届け出なければならない。

- (1) 氏名若しくは名称又は住所に変更があったとき。
- (2) 法人たる会員にあっては、その代表者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (3) 事業の廃止、地区内において有する営業所、事務所、工場又は事業場の閉鎖、その他会員たる資格の喪失を来すべき事実があったとき。

(特別会員)

第18条 会員たる資格を有しない者であっても、本商工会の趣旨に賛同する者は、本商工会の特別会員となることができる。

2. 第10条(加入)及び第12条から第17条(会員、過怠金、会員権の停止、脱退、除名、届出)までの規定は特別会員について準用する。

第4章 役員

(役員)

第19条 本商工会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理事 18人以下
- (4) 監事 2人

2. 役員は、会員又は会員たる法人の役職員でなければならない。ただし、理事は、2人以内に限り、会員又は会員たる法人の役職員でない者をもって充てることができる。

(役員職務)

第20条 会長は、本商工会を代表し、本商工会の業務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長の定める順位により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3. 理事は、会長及び副会長を補佐して会務を掌理し、あらかじめ会長の定める順位により、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行う。

4. 監事は、本商工会の業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(役員忠実義務)

第21条 役員は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、本商工会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員任免)

第22条 役員は、総会において選任し、又は解任する。

2. 役員を選任又は解任に関する議決は、あらかじめその旨を通知した総会においてのみすることができる。

3. 前2項に規定するもののほか、役員を選任及び解任に関し必要な事項は、総会の議決を経て別に定める。

4. 次の各号の^{いづれかに}一に該当する者は、役員となることができない。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、破産者で復権を得ないもの又は未成年者。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの。

5. 監事は、会長、副会長、理事又は本商工会の職員を兼ねてはならない。

定款

(役員任期)

第23条 役員任期は、3年とする。

- 2. 役員は、再任されることができる。
- 3. 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 4. 補欠で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(代表権の制限)

第24条 本商工会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、監事が本商工会を代表する。

(役員報酬)

第25条 役員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他業務の遂行に伴う実費についてはこの限りでない。

- 2. 前項の規定にかかわらず、総会の議決により、慰労金又は常勤の役員に対する報酬を支給することができる。

第5章 顧問

(顧問)

第26条 本商工会に、顧問を置くことができる。

- 2. 顧問は、本商工会の目的達成のために必要な学識経験のある者のうちから、会長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 3. 顧問は、本商工会の目的達成について必要な事項について会長の諮問に応ずる。
- 4. 第23条(役員任期)の規定は、顧問について準用する。

第6章 総会及び理事会

第1節 総会

(総会の招集)

第27条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、会長が招集する。

- 2. 通常総会は、毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は、第4項に規定する場合のほか、会長が必要と認めたときに開催する。
- 3. 前項の臨時総会を招集する場合は、理事会の同意を得なければならない。

- 4. 会長は、会員が総会員の5分の1以上の同得を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して総会の招集を請求したときは、その請求のあった日から3週間以内に、臨時総会を招集しなければならない。
- 5. 第4項の規定による請求をした会員は、同項の請求をした日から2週間以内に会長が総会招集の手続きをしないときは、第1項の規定にかかわらず、県知事の承認を得て総会を招集することができる。会長の職務を行う者がいない場合において、会員が総会員の5分の1以上の同意を得たときも、同様とする。
- 6. 総会の招集は、少なくとも会日の1週間前までに、各会員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知して行うものとする。

(総会の決議事項)

第28条 この定款で別に定めるもののほか、次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更又は廃止
- (3) 事業計画及び収支予算の決定又は変更

(総会の議事等)

第29条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2. 総会の議事は、第4項ただし書及び第30条に規定する場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 3. 総会の議長は、出席者の互選によって定める。
- 4. 総会においては、第27条第6項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席者の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。
- 5. ~~総会の決議について特別の利害関係を有する者は、議決権を行使することができない。~~
- 6. ~~総会の決議については、前項の規定により行使することができない議決権の数は、出席した会員の数には算入しない。~~
- 5. 総会においては、延期又は続行の決議をすることができる。この場合においては、第27条第6項の規定は適用しない。

(特別の議決)

第30条 次の事項は、総会員の2分の1以上が出席し、その出席者の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 会員の除名
(議事録)

第31条 総会の議事については、議事録を作らなければならない。
2. 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した役員(監事を除く)が署名しなければならない。

第2節 理事会 (理事会)

第32条 本商工会に、理事会を置く。

- 2. 理事会は、会長、副会長及び理事の全員をもって組織する。
- 3. 理事会は、会長が招集する。
- 4. 理事会の招集は、各役員(監事を除く。以下本条において同じ。)に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知して行うものとする。
- 5. 理事会の議長は、会長をもってあてる。
- 6. 会長に事故があるとき又は欠員のときは、第20条の規定により会長の職務を代理し又は代行する者が議長となる。
- 7. 理事会における各役員議決権は、各々1個とする。

(理事会の決議事項)

第33条 この定款で別に定めるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 総会に提案すべき事項
- (2) その他本商工会の業務の執行に関し重要な事項

(準用規定)

第34条 第29条第1項、第2項及び第4項から第7項まで(総会の議事等)並びに第31条(議事録)の規定は、理事会について準用する。

第7章 部会及び委員会

第1節 部会

(部会)

第35条 本商工会に、会員が営んでいる主要な事業の種類ごとに、それぞれの事業の適切な改善発達を図るために、次の部会を置く。

- (1) 商業部会
- (2) 工業部会
- (3) 部会
- (4)

2. 部会は本商工会の会員によって構成する。

(部会長及び副部会長)

第36条 部会に、部会長1人及び副部会長1人を置く。

2. 部会長及び副部会長は、部会において互選する。

(総会への報告)

第37条 部会長は、会務の状況を毎事業年度少なくとも1回総会に報告しなければならない。

(部会について必要な事項)

第38条 前3条に規定するもののほか、部会について必要な事項は総会の議決を経て別に定める。

第2節 委員会

(委員会)

第39条 本商工会に、その目的の達成に必要な重要事項を調査研究するため、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

(委員会について必要な事項)

第40条 前条に規定するもののほか、委員会について必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

第8章 青年部及び女性部

第1節 青年部

(青年部)

第41条 本商工会に、商工会の事業を積極的に推進するとともに、商工業の後継者たるべき青年の経営者としての資質を向上させ、もって商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資するための組織として青年部を置く。

(青年部員の資格)

第42条 青年部員たる資格を有する者は、本商工会の会員たる商工業者(法人にあってはその役員)又はその親族であり、かつ、その会員の営む事業に従事する者であって、年齢満40歳以下の男子とする。

(青年部の事業範囲)

第43条 青年部は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 研修活動に関する事。
- (2) 調査研究活動に関する事。
- (3) 広報及び意見活動に関する事。
- (4) 地域活動に関する事。
- (5) 社会一般の福祉の増進に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(部長及び副部長)

第44条 青年部に部長1人及び副部長3人以内を置く。

2. 部長及び副部長は、青年部において互選し、理事会の承認を得るものとする。
3. 部長及び副部長は、商工会の会員になるものとする。

(青年部について必要な事項)

第45条 前4条に規定するもののほか、加入手続その他青年部について必要な事項は、総会の議決を経て別に定める。

第2節 女性部

(女性部)

第46条 本商工会に、商工会の事業を積極的に推進するとともに、商工業に携わる^{女性}婦人としての経営知識と教養を深め、もって商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資するための組織として婦大部を置く。

(女性部員の資格)

第47条 ^{女性}婦大部員たる資格を有する者は、本商工会の会員たる商工業者(法人にあってはその役員。以下この項において同じ。)若しくはその配偶者又は本商工会の会員たる商工業者の親族であり、かつ、その会員の営む事業に従事する者であって、女子とする。

(婦大部の事業範囲)

第48条 ^{女性}婦大部は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 研修活動に関する事。
- (2) 広報及び意見活動に関する事。
- (3) 地域活動に関する事。
- (4) 生活改善活動に関する事。
- (5) 社会一般の福祉の増進に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(準用規定)

第49条 第44条(部長及び副部長)及び第45条(青年部について必要な事項)は^{女性}婦大部について準用する。

第9章 管理

(定款その他の書類の備付け及び閲覧)

第50条 会長は、定款及び規約と、並びに10年間総会の議事録を本商工会の主たる事務所に備えて置かなければならない。

2. 会員は、いつでも、前項に規定する書類の閲覧を求めることができる。この場合には、会長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
- (決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)

第51条 会長は、毎事業年度、通常総会の会日の1週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成して監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2. 監事は、前項の規定により書類の送付を受けたときは、通常総会の会日の前日までに、意見書を会長に提出しなければならない。
3. 会長は、前項に規定する監事の意見書を添えて第1項に規定する書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

4. 会員は、いつでも、第1項に規定する書類の閲覧を求めることができる。この場合には、会長は正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧)

第52条 会員は、総会員の10分の1以上の同意を得て、いつでも、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、会長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第10章 事務局

(事務局)

第53条 本商工会に事務局を置く。

(事務局長及び職員)

第54条 事務局に、事務局長1人のほか経営指導員その他の必要な職員を置く。

2. 事務局長は、会長の命を受け、事務を統轄する。

3. 事務局職員は、事務局長の指揮を受け、事務を処理する。

4. 事務局長及びその他の職員は、会長が任免する。

(経営指導員)

第55条 経営指導員は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第4条第1項にいう経営改善普及事業に従事する。

2. 経営指導員は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令第1条第1項第3号に基づき経済産業大臣の定める資格を有する者のうちから、会長が任命する。

3. 会長は、経営指導員を任命し、又はこれを免ずる場合には、あらかじめH13.6.7 県知事の承認を得るものとする。

(事務局及び職員について必要な事項)

第56条 前3条に規定するもののほか、事務局及び職員について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第11章 会計

(事業年度)

第57条 本商工会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(収入)

第58条 本商工会の経費は、会費、手数料、使用料その他の収入をもってあてる。

(手数料及び使用料)

第59条 本商工会は、施設等の使用又は事務の代行その他の事業の実施について、総会の議決を経て別に定めるところにより、手数料及び使用料を徴収する。

2. 前項に掲げる手数料及び使用料については、その額が適正な原価に照らし公正妥当な範囲内でなければならない。かつ、その徴収方法は、適正かつ明確なものでなければならない。

第12章 解散及び清算

(解散)

第60条 本商工会は、次の場合には、解散する。

(1) 総会において解散の決議をした場合

(2) 合併した場合(合併後存続する場合を除く。)

(3) 破産した場合

(4) 設立の認可を取り消された場合

(清算人)

第61条 清算人は、前条第1号の規定による解散の場合には、総会において選任する。

(財産処分の方法)

第62条 清算人は、就任の日から3月以内に財産処分の方法を定め、総会の議決を経て、市長 県知事の認可を受けなければならない。

2. 総会が前項の議決をしないとき又はすることができないときは、清算人は、市長 県知事の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。

(解散後における会費の徴収)

第63条 本商工会は、解散後であっても、総会の議決を経て、その債務を完済するに必要な限度において、会費を徴収することができる。

(残余財産の帰属)

第64条 残余財産は、商工会又はその目的と類似の公益目的を有する法人その他の団体に帰属させるものとする。

附 則

(実施の時期)

1. この定款は、本商工会の成立の日から実施する。

(任期の特例)

2. 設立当時の役員任期は、第23条(役員任期)の規定にかかわらず、昭和36年5月までとする。

(事業年度の特例)

3. 設立当時の事業年度は、第57条(事業年度)の規定にかかわらず、本商工会の成立の日始まり、昭和36年3月31日に終わるものとする。

(改正の経過)

4. この定款の一部改正は、商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(昭和56年8月22日)から実施する。

5. この改正規定は、昭和42年5月17日から実施する。

6. この改正規定は、昭和51年5月25日から実施する。

7. 定款18条の2の追加、29条5、6削除、34条訂正及び50条の追加挿入については昭和57年10月1日から実施する。

8. 定款31条2の追加については昭和63年7月25日から実施する。

9. 定款31条2の追加分を削除するについては平成3年5月29日から実施する。

10. 定款55条の条文1及び2の字句訂正については平成6年5月25日から実施する。

11. 定款8条(15)の追加については平成11年9月1日から実施する。

12. 下記事項の定款変更については認可の日12年7月19日より実施する。

(1) 第9条中、「婦人」とあるのを「女性」に改める。

(2) 第22条第4項中「各号の一」とあるのを「各号のいずれか」に、「禁治産者」とあるのを「成年被後見人」に、「準禁治産者」とあるのを「被保佐人」に改める。

(3) 第8章の章名中、「婦人」とあるのを「女性」に改める。

(4) 第8章第2節の節名「婦人」を「女性」に改める。

(5) 第46条から第49条中、「婦人」とあるのを「女性」に改める。

13. 下記事項の定款変更については、基山町長の認可日(平成15年5月23日)より実施する。

(1) 第7条2項中、「県知事」とあるのを「町長」に改める。

(2) 第9条1項中、「若しくは」とあるのを「及び」に、「又は」とあるのを「並びに」に改める。

(3) 第9条2項中、「スタンプ会又は商店会」とあるのを、「スタンプ会又は商店会又は特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人」に改める。

(4) 第16条1項中、第17条1項中に、「一に」とあるのを「いづれかに」に改める。

(5) 第18条1項中、「本商工会の趣旨に賛同するものは、賛助会員となることができる。」とあるのを「会員たる資格を有しないものであっても、本商工会の趣旨に賛同するものは、特別会員となることができる。」に改める。

(6) 第18条2項中、「賛助会員」とあるのを「特別会員」に改める。

(7) 第27条5項中、「前項」とあるのを「前4項」に改める。

(8) 第30条中、「(2)解散 (3)会員の除名」とあるのを「(2)解散 (3)合併 (4)会員の除名」に改める。

(9) 第42条中、「令」とあるのを「齢」に、「才」とあるのを「歳」に改める。

(10) 第44条中、「2人」とあるのを「3人以内」に改める。

(11) 第55条3項中、「県知事及び経済産業局長」とあるのを「県知事」に改める。

(12) 第60条中、「(2)破産した場合 (3)設立の認可を取り消された場合」とあるのを「(2)合併した場合(合併後存続する場合を除く。)(3)破産した場合 (4)設立の認可を取り消された場合」に改める。

(13) 第62条中、「県知事」とあるのを「町長」に改める。

(14) 付則中、「付」とあるのを「附」に改める。

14. 下記の定款の一部改正は、定款変更認可の日(平成16年6月4日)から実施する。

(電磁的方法)

第6条(広告の方法)に規定する電磁的方法は、商工会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であって、インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆装置をいう。)を使用するものとする。

15. 下記の定款の一部改正は定款変更認可の日(平成18年6月8日)から実施する。

(1) 第7条2項は削除。

(2) 第19条(3)の理事20人を18人以内とする。